

第7章 具体的施策

施策の体系

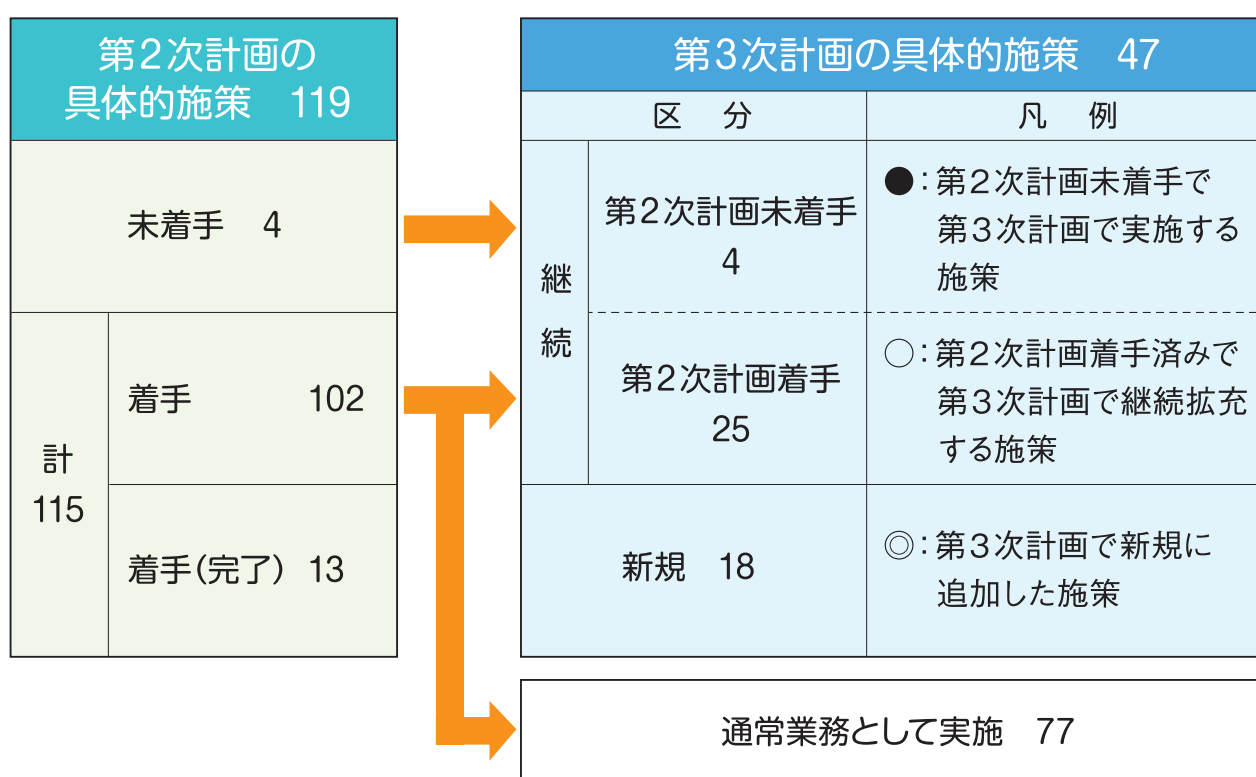
計画の目的		人と動物との調和のとれた共生社会
施策推進の基本的な視点		
各主体の責務と役割の明確化 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進 各主体間の連携と共働の推進		
	施策の柱	具体的施策(項目)
1	動物愛護・適正飼育の推進	飼い主責任の啓発
		不妊去勢手術の徹底
		ワンヘルスの推進
2	飼い主のいない猫問題対策	収容頭数削減のための取組み(不妊去勢手術の推進)
		地域猫活動の支援方法の検討
		飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策
3	譲渡の推進	譲渡事業の充実
		犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討
4	多頭飼育問題対策	関係機関との連携
		多頭飼育問題防止のための啓発
		問題のある多頭飼育者への指導啓発
5	監視指導	動物取扱業者の監視指導
		特定動物飼育施設の監視指導
		実験動物飼育施設の監視指導
		産業動物飼育施設の監視指導
6	マイクロチップ装着の推進	所有者明示とマイクロチップ装着の推進
		マイクロチップの登録情報の変更手続きの啓発
7	狂犬病予防	集合注射のあり方の検討
		指導啓発の充実
		死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発
8	共働の推進	関係部署や関係機関との連携
		動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ
		動物愛護推進員の委嘱
9	危機管理対策	災害発生時の対応
		狂犬病発生時の対応

..... 施 策 の 分 類

課題を解決するための「具体的施策」について、第3次計画から新たに始める施策は「新規」とし、第2次計画の施策で、今後も継続して重点的に取り組む必要がある施策を「継続」として区分します。

なお、ここに記載のない第2次計画の着手済みの施策については、通常業務として実施していきます。

第3次計画における具体的施策数と第2次計画との関係



1 動物愛護・適正飼育の推進

具体的施策	実施内容	区 分
飼い主責任の啓発	飼い猫の登録制度の効果や必要性について検討します。	継続●
	飼い主の年齢や状況に応じた適正飼育に関する助言、指導、啓発のあり方を検討します。	継続○
不妊去勢手術の徹底	HP・SNS・動画サイト・市政だより・チラシなどの配布・回覧等により不妊去勢手術の必要性を広報します。	継続○
ワンヘルスの推進	ワンヘルスの取組みを推進するため、市民への啓発を行います。	新規◎

2 飼い主のいない猫問題対策

具体的施策	実施内容	区 分
収容頭数削減のための取組み (不妊去勢手術の推進)	子猫の収容を減らし、殺処分をなくしていくため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援を検討します。	新規◎
	飼い主のいない猫の不妊去勢手術や適正管理の必要性などについて啓発を行います。	新規◎
地域猫活動の支援方法の検討	地域の猫問題解決のため地域社会やボランティアとの連携や育成を図っていきます。	新規◎
	地域猫活動地域の実態調査を行い、成果を検証します。	継続○
	地域猫活動地域へのより効果的な支援のあり方を検討します。	継続○
飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策	不適切な給餌行為等に対する効果的な指導啓発方法を検討します。	継続○
	不適切な給餌行為等に対する指導対応マニュアルを策定します。	新規◎

3 譲渡の推進

具体的施策	実施内容	区 分
譲渡事業の充実	犬猫の適正譲渡を推進するため、動物愛護管理センターの譲渡実施マニュアルの見直しを行います。	新規◎
	譲渡不適と判定された犬猫について、譲渡の機会を広げるため、トレーニング等の導入を行います。	新規◎
	譲渡犬猫を一時的に預かっていただく、預かりボランティア制度について検討します。	新規◎
	譲渡希望者と譲渡犬猫の相性などを確認するため、トライアル制度の導入を検討します。	新規◎
犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討	譲渡適性判定について、随時、有識者の助言等による見直しを行っていきます。	継続○
	子猫の殺処分について、できる限り苦痛の少ない方法を検討していきます。	継続○

4 多頭飼育問題対策

具体的施策	実施内容	区 分
関係機関との連携	高齢者福祉担当部署や地域包括支援センターなどとの連携体制を整備します。	新規○
	関係機関の職員を対象とした多頭飼育に関する研修を実施します。	継続○
多頭飼育問題防止のための啓発	多頭飼育の実態を把握するため、多頭飼育届出制度について、犬猫の飼い主に周知を行います。	新規○
	多頭飼育問題解決のための支援策について検討します。	新規○
	多頭飼育の予防や多頭飼育問題について、市民に啓発します。	継続○
問題のある多頭飼育者への指導啓発	関係部署などからの情報により、多頭飼育に限らず問題のある飼い主の早期発見に努めます。	継続○
	問題のある多頭飼育者に対する定期的な訪問・指導を実施します。	継続○

5 監視指導

具体的施策	実施内容	区 分
動物取扱業者の監視指導	動物取扱業の適正化を図るため、監視指導マニュアルを作成します。	新規○
	犬猫パートナーシップ店制度の推進など動物取扱業者の自主努力の取組みを促進します。	新規○
	動物愛護管理法の違反事例に的確に対応するため行政処分取扱要綱を策定します。	継続●
	動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。	継続○
特定動物飼育施設の監視指導	特定動物飼育施設に定期的な立入及び監視指導を行います。	継続○
実験動物飼育施設の監視指導	実験動物飼育施設に対する適正管理のための監視指導を行います。	継続○
産業動物飼育施設の監視指導	畜産経営農家に対する適正管理のための監視指導を行います。	継続○

6 マイクロチップ装着の推進

具体的施策	実施内容	区 分
所有者明示とマイクロチップ装着の推進	動物逸走時の飼い主特定や遺棄防止のため、所有者明示の必要性和マイクロチップ装着の有用性について周知します。	継続○
マイクロチップの登録情報の変更手続きの啓発	飼い主や住所等のマイクロチップ登録情報の変更手続きの必要性について周知します。	新規○

コラム マイクロチップ

令和4年6月からペットショップやブリーダーなど犬猫を販売する業者に対し、マイクロチップの装着が義務化されました（一般の飼い主の方については、努力義務となっています）。

マイクロチップは犬や猫が迷子になったときや盗難などの際の所有者明示として有効ですが、装着しただけでは飼い主の情報はわかりません。装着したら、必ず登録機関にマイクロチップ番号や飼い主情報を登録するとともに、飼い主や住所など登録内容に変更があった際は、必ず変更手続きを行ってください。



7 狂犬病予防

具体的施策	実施内容	区分
集合注射のあり方の検討	衛生面や利便性などに配慮した適切な実施方法について、継続的に検討していきます。	継続○
指導啓発の充実	狂犬病の正しい知識について、広く市民に啓発します。	継続○
	ペットショップや動物病院など飼い主が集まる場所での指導啓発を行います。	継続○
死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発	飼育実態のない登録台帳が多く存在するため、犬の死亡届や登録変更届について、飼い主の転出入時などに周知啓発します。	新規◎

8 共働の推進

具体的施策	実施内容	区分
関係部署や関係機関との連携	咬傷事故や動物の遺棄、虐待、逸走動物の保護などについて、警察との連携を図り、適切に対応していきます。	継続○
動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ	犬猫の適正飼育や譲渡を推進するため、犬猫パートナーシップ店制度や譲渡サポート店制度を広めていきます。	新規◎
	犬猫の譲渡事業や適正飼育の啓発事業について、引き続き動物関係団体などと共働して実施します。	継続○
	動物愛護管理センターの取組みに協力するボランティアの参加機会を拡大します。	継続○
動物愛護推進員の委嘱	動物愛護推進員が担うべき役割を明確にし、委嘱の検討を行います。	継続●

9 危機管理対策

具体的施策	実施内容	区 分
災害発生時の対応	災害発生時に速やかに被災動物の救護等を行えるよう、対応マニュアルを策定します。	継続○
	獣医師会や警察、民間団体等と連携した被災動物の救護体制を整備します。	継続●
	ペットとの同行避難について、広く飼い主への周知を行うとともに、同行避難を想定したしつけ方講習会などを実施します。	継続○
	被災した飼い主の支援について、危機管理担当などの関係部署や民間団体、動物取扱業者等との連携を強化していきます。	新規◎
狂犬病発生時の対応	狂犬病発生時に迅速に対応できるよう、狂犬病発生を想定した演習を実施します。	継続○

コラム 災害対策

地震や水害などの災害発生時に、大切なペットを守るためには、日ごろからの備えが大切です。災害に備え、ペットのエサや水、ペットシート、キャリーケージなど必要な物資の備蓄をしておきましょう。

また、迷子になった時に備え、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示をしておく必要があります。

避難所に避難する際には、ペットと一緒に避難する同行避難が原則となります。あらかじめ避難所の所在地や避難ルートなどを確認しておいてください。

